

■ 資料編

- 文化施設等一覧
- 文化財一覧
- 法律一覧
- 西尾市文化振興プラン改定委員会設置要領

文化施設等一覧

■ 文化施設

施設名	所在地	電話番号	ホール座席・舞台規模等	楽屋・会議室等
西尾市文化会館	西尾市山下町 泡原30番地	0563-54-5855	大ホール1,217席 固定席1,079 移動席138 間口20m 奥行14m 高8m ピアノ2	大ホール楽屋5 リハーサル室1 浴室1 主催者事務室1 小ホール楽屋2 楽屋事務室1
			小ホール352席 固定席344 移動席8 間口9m 奥行7m 高5.25m ピアノ1	展示室1 会議室8 スタジオ1 茶室1 喫茶店

■ ホール等を有する施設

施設名	所在地	電話番号	貸室	その他
一色町公民館・ 一色地域交流センター	西尾市一色町 一色東前新田8番地	0563-72-3411	ホール ————— 527人 楽屋 ————— 24人 視聴覚室・音楽室 ————— 48人 多目的ホール ————— 100人 コンベンションホール ————— 80人 研修室1 ————— 40人 研修室2 ————— 16人 研修室3 ————— 24人 和室 ————— 20人 工作室 ————— 26人 茶室 ————— 20人	ホワイエ ギャラリー ピアノ1

施設名	所在地	電話番号	貸室	その他
西尾勤労会館	西尾市平坂町 山崎9番地1	0563-59-1100	音楽室 ————— 70人 研修室 ————— 60人 第1会議室 ————— 24人 第2会議室 ————— 12人 第3会議室 ————— 54人 和室 ————— 36人	ピアノ1

施設名	所在地	電話番号	貸室	その他
中央ふれあいセンター	西尾市錦城町 162番地14	0563-56-7722	多目的ホール ————— 40人 第1研修室 ————— 30人 第2研修室 ————— 42人 第3研修室(和室) ————— 15人 第4研修室(和室) ————— 15人 ミーティングルーム ————— 12人 視聴覚室 ————— 72人 料理室 ————— 42人 和洋裁室 ————— 30人 会議室 ————— 20人 講義室 ————— 108人 茶室 ————— 10人 和室A ————— 6人 和室B ————— 6人	ピアノ3
寺津ふれあいセンター	西尾市寺津町 天王山27番地	0563-58-1177	多目的ホール-ブルーホール — 60人 会議室 ————— 20人 学習室 ————— 20人 工芸室 ————— 24人 和室 ————— 24人 満天広場 ————— 30人 ミーティングルーム ————— 6人	
米津ふれあいセンター	西尾市米津町 天竺桂72番地	0563-54-4593	多目的ホール-たものきホール — 100人 会議室 ————— 18人 研修室1 ————— 24人 研修室2 ————— 24人 和室 ————— 24人 ミーティングルーム ————— 18人	ピアノ1
福地ふれあいセンター	西尾市斉藤町 向縄1番地	0563-54-8900	多目的ホール-グリーンホール — 100人 会議室 ————— 24人 実習室 ————— 24人 和室1 ————— 18人 和室2 ————— 18人 ミーティングルーム ————— 18人	
西野町ふれあいセンター	西尾市上町 下屋敷17番地2	0563-57-7636	多目的ホール-にしのまちホール — 90人 会議室 ————— 24人 研修室 ————— 24人 和室1 ————— 20人 和室2 ————— 24人 ミーティングルーム ————— 18人 茶室 ————— 10人	ピアノ1
八ツ面ふれあいセンター	西尾市戸ヶ崎町 豊美115番地1	0563-57-7776	多目的ホール-きららホール — 100人 会議室 ————— 18人 研修室1 ————— 24人 研修室2 ————— 24人 和室1 ————— 20人 和室2 ————— 20人 ミーティングルーム ————— 18人 工芸室 ————— 20人	

施設名	所在地	電話番号	貸室	その他
鶴城ふれあいセンター	西尾市伊藤二丁目4番地3	0563-54-6565	多目的ホール－わかつるホール — 100人 研修室1 ————— 24人 研修室2 ————— 24人 和室 ————— 30人 ふれあいルーム ————— 35人	
室場ふれあいセンター	西尾市室町中屋敷152番地	0563-52-4699	多目的ホール ————— 60人 会議室 ————— 30人 研修室1 ————— 20人 研修室2 ————— 20人 料理室 ————— 16人	ピアノ1
三和ふれあいセンター	西尾市米野町土井ノ内1番地1	0563-52-4698	多目的ホール ————— 80人 会議室 ————— 24人 研修室 ————— 30人 料理室 ————— 20人	ピアノ1
横須賀ふれあいセンター	西尾市吉良町小牧郷前5番地	0563-35-3198	多目的ホール ————— 500人 和室 ————— 24人 会議室 ————— 65人 調理実習室 ————— 20人	
幡豆ふれあいセンター	西尾市寺部町浜田69番地	0563-62-2917	多目的ホール ————— 300人 和室1 ————— 24人 和室2 ————— 16人 研修室1 ————— 24人 研修室2 ————— 24人 研修室3 ————— 24人	ピアノ1
矢田ふれあいセンター	西尾市国森町不動東102番地	0563-53-5031	多目的ホール－くすのきホール — 100人 研修室1 ————— 26人 研修室2 ————— 20人 会議室 ————— 32人 和室1 ————— 14人 和室2 ————— 12人 ミーティングルーム ————— 12人	
吉良町公民館	西尾市吉良町荻原川畑16番地1	0563-32-2151	和室1 ————— 15人 和室2 ————— 24人 和室3 ————— 18人 和室4 ————— 10人 和室5 ————— 15人 会議室1 ————— 42人 会議室2 ————— 10人 会議室3 ————— 24人 会議室4 ————— 20人 会議室5 ————— 63人 料理教室 ————— 35人 視聴覚室 ————— 48人 講堂 ————— 350人	ピアノ1

施設名	所在地	電話番号	貸室	その他
幡豆公民館	西尾市寺部町 林添89番地1	0563-63-0130	大会議室 ————— 100人 中会議室 ————— 30人 和室 ————— 21人 会議室1 ————— 18人 会議室2 ————— 18人	
西尾市子育て・ 多世代交流プラザ	西尾市一色町 一色前新田195番地	0563-73-4487	ふれあいホール ————— 300人 キッチンスタジオ ————— 28人 和室 ————— 20人 談話室 ————— 12人	

※2019年1月23日現在

文化財一覧

■ 国宝・重要文化財・登録有形文化財一覧

国宝					
種別	名称	員数	時代・その他	指定年月日	所蔵・所在
建造物	金蓮寺弥陀堂	1棟	鎌倉時代	大正9年4月15日	金蓮寺 (吉良町饗庭)

重要文化財					
種別	名称	員数	時代・その他	指定年月日	所蔵・所在
建造物	幡頭神社本殿 附棟札3枚	1棟	桃山時代 1580(天正8)年	大正10年4月30日	幡頭神社 (吉良町宮崎)
建造物	久麻久神社本殿 付鰐口・棟札(2枚)・ 厨子	1棟	室町時代 1527(大永7)年 鰐口:1449(宝徳元)年	昭和4年4月6日	久麻久神社 (八ツ面町)
彫刻	木造阿弥陀如来 坐像	1軀	鎌倉時代	昭和57年6月5日	専長寺 (吉良町吉田)
書跡	後奈良天皇宸翰 般若心経(参河国)	1巻	室町時代	昭和32年2月19日	西尾市岩瀬文庫
書跡	後柏原天皇宸翰 御消息はく少将宛	2紙 (1巻)	室町時代	昭和55年6月6日	花岳寺 (吉良町岡山)
無形民俗	三河万歳		格調高い御殿万歳	平成7年12月26日	西尾市三河万歳 保存会 (上町北側)
無形民俗	鳥羽の火祭り		勇壮な火祭り	平成16年2月6日	鳥羽火祭り保存会 鳥羽神明社
史跡	正法寺古墳	1基	古墳時代中期	昭和11年12月16日 (追加指定、 平成16年9月30日)	正法寺 (吉良町乙川)ほか
天然 記念物	神明社の大シイ	1樹	高8m、根回り20m	昭和7年4月19日	神明社 (上永良町)

登録有形文化財					
登録番号	名称	員数	時代・その他	登録年月日	所蔵・所在
23-0022	西尾市岩瀬文庫 書庫	1棟	1918(大正7)年頃	平成11年6月7日	西尾市岩瀬文庫
23-0023	西尾市立図書館 おもちゃ館 (旧岩瀬文庫児童館)	1棟	1918(大正7)年頃	平成11年6月7日	西尾市立図書館
23-0059	花岳寺本堂	1棟	江戸時代 1684(貞享元)年	平成14年6月25日	花岳寺 (吉良町岡山)
23-0478	颯田家住宅主屋	1棟	1872(明治5)年	平成29年5月2日	個人宅 (吉良町吉田)
23-0491	鶴城丘高等学校 正門門柱	1基	1925(大正14)年頃	平成29年6月28日	県立鶴城丘高等学校 (亀沢町)
23-0492	西尾高等学校通用 門門柱	1基	1930(昭和5)年頃	平成29年6月28日	県立西尾高等学校 (桜町)
23-0506	宝珠院本堂	1棟	1675(延宝3)年/ 1780(安永9)年 昭和後期改修	平成29年10月27日	宝珠院 (吉良町吉田)
23-0507	宝珠院書院	1棟	1929(昭和4)年/ 昭和後期改修	平成29年10月27日	宝珠院 (吉良町吉田)
23-0508	宝珠院忠魂堂	1棟	1903(明治36)年	平成29年10月27日	宝珠院 (吉良町吉田)



神明社の大シイ

文化芸術基本法

平成13年法律第148号

改正 平成29年6月23日法律第73号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 文化芸術推進基本計画等(第7条・第7条の2)

第3章 文化芸術に関する基本的施策(第8条—第35条)

第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第36条・第37条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

- 第7条の2 都道府県及び市(特別区を含む。第37条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第3章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

- 第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

- 第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

- 第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第29条の2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第36条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則(平成13年12月7日法律第148号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成29年6月23日法律第73号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第2条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24年法律第49号

目次

前文

第1章

総則(第1条—第9条)

第2章

基本的施策(第10条—第16条)

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの(他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。)をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第3条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 1 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 2 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 3 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 4 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 5 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 6 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 7 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 8 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第4条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第5条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第6条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第7条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第8条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第16条第2項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第10条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 1 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
 - 2 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第12条第2項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第11条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第12条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第13条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第14条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第15条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第16条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第1項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

西尾市文化振興プラン改定委員会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、西尾市文化振興プランを改定するため、西尾市文化振興プラン改定委員会(以下「委員会」という。)の設置について定める。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 西尾市文化振興プランの改定に関すること。
- (2) その他、文化振興に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、文化振興について識見を有する者のうちから教育長が委嘱することとし、その任期はプラン改定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその会議の議長となる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会の事務を補助するため、課長補佐又は主任主査もしくは主査により構成される西尾市文化振興プラン改定作業部会(以下、「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会の委員は、各所属長の推薦により教育長が選任し、任期は計画改定までの期間とする。

3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

4 作業部会の会議については第5条の規定を準用する。

(事務局)

第7条 事務局は、西尾市教育委員会事務局文化振興課に置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要領は、平成19年7月17日から施行する。

附則 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

■ 西尾市文化振興プラン改定委員会名簿

1	名古屋芸術大学教授	梶田 美香(委員長)
2	愛知県芸術劇場 企画制作部長代理	林 健次郎(副委員長)
3	西尾市文化事業実行委員会委員	石倉 正也
4	西尾市「地域文化育成講座」実行委員会	野口 要二
5	文化芸術有識者(西尾地区)	大木 昌子
6	文化芸術有識者(一色地区)	大嶋 宏美
7	文化芸術有識者(吉良地区)	市川 國夫
8	文化芸術有識者(幡豆地区)	深谷 勝信

(順不同、敬称略)

■ 文化振興プラン作業部会名簿

1	企画部 企画政策課	課長補佐 本田 正浩
		主査 加藤 弘之(平成29年度)
2	企画部 秘書課	課長補佐 神谷 哲弘(平成29年度 副部会長 平成30年度 部会長)
3	健康福祉部 福祉課	主査 白木 雅也
4	子ども部 子ども課	主査 本田 尚代
5	地域振興部 地域支援協働課	課長補佐 蛭川 洋行(平成30年度 副部会長)
		課長補佐 菅沼 律哉(平成29年度 部会長)
6	産業部 商工観光課	主任主査 芝田 憲吾
7	環境部 環境保全課	主査 太田 由紀子
8	建設部 都市計画課	課長補佐 杉山 泰弘
9	教育委員会事務局 学校教育課	主査 高山 希利子
		課長補佐 黒野 真澄(平成29年度)
10	教育委員会事務局 生涯学習課	主任主査 吉永 裕二
11	教育委員会事務局 図書館	主査 市石 真理子

(順不同、敬称略)

■ 事務局名簿

1		課長 内藤 貴久
		課長 石川 浩治(平成29年度)
2	教育委員会事務局 文化振興課	主査 原田 珠美
		主任主査 山崎 善孝(平成29年度)
3		臨時職員 岩瀬 理絵